

〔書 評〕

『米騒動の研究』を読む

(井上清, 渡辺徹編, 全5巻, 有斐閣, 1959-1962年)

籠 谷 直 人

(京都大学人文科学研究所)

はじめに

- 1 米騒動の経過 18年7月末-9月
- 2 米騒動の研究史の概観
- 3 米騒動の実際
- 4 まとめにかえて——その後の変化

はじめに

本稿の課題は、1950年代なかばごろからすすめられた、人文科学研究所の共同研究の成果である、井上清, 渡辺徹編『米騒動の研究』(全5巻, 有斐閣)を取り上げて、その成果が果たした研究史上の意義に検討を加えることにある。

共同研究の立ち上げ経緯 成果報告書『米騒動の研究』の執筆分担者の一人であった松尾尊允氏からの聞き取り(2009年9月24日, 午後1時から2時30分, 人文科学研究所三階談話室)によると、人文科学研究所の渡辺徹氏が、東京から井上清氏を招いたことが、この共同研究の立ち上げの契機であったという。1954年1月に井上氏は、人文科学研究所に就任した。渡辺徹氏は、旧「日本部」において、新しい共同研究班を組織するにあたって、すでに井上氏が、その資料の存在を確認していた法政大学の「細川嘉六資料」に焦点をしばった。片山潜の示唆によって、大原社会問題研究所員であった細川嘉六が、米騒動後の10年後の昭和初年に、収集した資料であった(細川,

1932年2月, 107-148頁, 10月, 23-70頁, 1933年3月, 139-151頁)。片山潜自身は、1918年の米騒動を「プロレタリア革命可能説」(片山, 313-331頁)から認識していたところから、資料の調査と保存を希求した。そして、戦前日本における労働者による革命が可能であると認識する研究者が、1920年代後半に、その数を増やすことになる。その意味で、吉河光貞(後述)や内務省保安局と片山潜の認識は接近することになる。戦後にも、米騒動のなかでの、「労働者階級のストライキによる生存権確保」(由井, 45頁)に注目する研究も定着してゆく。ロシア10月革命と米騒動の間に有意な関係を読み取ろうとする歴史認識であった。

1918年の米騒動は、日本の「38市, 153町, 177村」に生じ、その規模は「革命」を想起させた。そして、騒動を鎮圧するために動員された兵力は「9万2000」(松尾, 1970年, 130頁)であり、これはシベリア出兵の「7万3000」を上回った。1905年の「日比谷焼き討ち事件」(9月5日)にあっては、軍隊にたいしては皇軍とみて「万歳」をとなえて道を開いた「民衆」が、この米騒動の18年には、その軍隊に抵抗したことも、民衆の力量の高まりを想起させた。

この成果報告書『米騒動の研究』の内容を目次に即して示すと、次のようになる。ここ

では、「被起訴者」が記録されている頁数を記した。以下、本稿中で『米騒動の研究』（全5巻）に言及するときには、巻号と頁数のみを記した。

第1巻（1959（昭和34）年2月）。

- 1 全国的概要：井上清
- 2 富山県：後藤靖
- 3 愛知県：松尾尊允（被起訴者，252－279頁）。
- 4 京都府：松尾尊允（被起訴者，341－362頁）。
- 5 静岡県：里上龍平（被起訴者，430－445頁）。
- 6 岐阜県：渡辺徹（被起訴者，471－478頁）。
- 7 三重県：松尾尊允（被起訴者，491－503頁）。

第2巻（1959（昭和34）年3月）。

- 8 大阪府：渡辺徹（被起訴者，151－179頁）。
- 9 和歌山県：里上龍平（被起訴者，257－272頁）。
- 10 奈良県：里上龍平（被起訴者，297－300頁）。
- 11 滋賀県：松尾尊允（被起訴者，312－314頁）。

第3巻（1960（昭和35）年3月）。

- 12 兵庫県：松尾尊允（被起訴者，86－111頁）。
- 13 岡山県：松尾尊允（被起訴者，168－187頁）。
- 14 島根県：里上龍平（被起訴者，230－238頁）。
- 15 鳥取県：田中裕・松尾尊允（被起訴者，なし）。
- 16 福井県：江口圭一（被起訴者，274頁）。
- 17 東京府：渡辺徹・吉田樹美子（被起訴者，320－335頁）。
- 18 神奈川県：田中裕・里上龍平（被起訴者，368－270頁）。
- 19 その他関東地方（埼玉県，千葉県，茨城県，栃木県，群馬県）：渡辺徹（被起訴者，茨城県の383－385頁）。
- 20 山梨県：渡辺徹（被起訴者，402－403頁）。
- 21 長野県：山本四郎（被起訴者，426－427頁）。
- 22 新潟県：後藤靖（被起訴者，457－459頁）。
- 23 石川県：後藤靖（被起訴者，474頁）。

第4巻（1961（昭和36）年3月）。

- 24 広島県：松尾尊允（被起訴者，71－92頁）。
- 25 山口県：後藤靖・松尾尊允（被起訴者，132－157頁）。
- 26 香川県：田中裕・里上龍平（被起訴者，182－185頁）。
- 27 徳島県：里上龍平（被起訴者，203頁）。
- 28 愛媛県：渡辺徹・吉田樹美子（被起訴者，259－268頁，「大正7年米価問題に関する暴動顛末」）。
- 29 高知県：里上龍平（被起訴者，314頁）。
- 30 福島県：渡辺徹・吉田樹美子（被起訴者，340－342頁）。
- 31 宮城県：渡辺徹（被起訴者，361－366頁）。
- 32 福岡県：渡辺徹・後藤靖（被起訴者，441－470頁）。
- 33 熊本県：江口圭一（被起訴者，520－531頁）。
- 34 佐賀県：後藤靖・吉田樹美子（被起訴者，552－566頁）。
- 35 長崎県：後藤靖・吉田樹美子（被起訴者，なし）。
- 36 大分県：後藤靖（被起訴者，なし）。
- 37 宮崎県：吉田樹美子（被起訴者，597－599頁）。
- 38 鹿児島県：後藤靖（被起訴者，604頁）。
- 39 北海道：渡辺徹（被起訴者，608頁）。
- 40 朝鮮：松尾尊允。

第5巻（1962（昭和37）年3月）。

- 一 米騒動の構造：渡辺徹。
- 二 米騒動の取締りと鎮圧：松尾尊允。
- 三 米騒動「事件」と裁判：吉田樹美子。
- 四 米騒動の歴史的意義：井上清。
- 五 1918年「米騒動」以前の米騒動：後藤靖・山本四郎。
- 六 米騒動研究のあゆみ：松尾尊允。

1 米騒動の経過 18年7月末－9月

騒動とは 本来、「騒動」という言葉には、「多人数が乱れさわぐこと」が含意されている。それゆえ，従来の被支配者が支配階級から権力を奪うような「革命」ではない。また

心を同じくしてまとまるところの「一揆」のように、支配者への抵抗・闘争などを目的とすることでもない。その意味では、ある目的を達するために乗り出すような、「運動」とも違う。

騒動は、階級概念をもたないし、行為者としての「中心」が明確ではない。革命や一揆、そして運動では、その中心的人物が「英雄」になり、または「処刑」の対象となり、後世に名前を残す。しかし騒動には英雄が存在しない。騒動にかかわった各府県の「被起訴者」の記録が残されているが、騒動の中心が明確でないとすると、騒動を引き起こしたと看做された約八千人の被起訴者は、実際の犯人ではない場合が多い（布施，123頁）。騒動の主体を「階層的に分類することは無理」（第5巻，63頁）であった。

米騒動の背景 1917年11月7日に、ペトログラードでボルシェビキの武装蜂起がおこり、ケレンスキー政権が倒れた。軍事革命委員会はソビエト政権の樹立を宣言した。ロシア暦では10月25日であったことから、これは「ロシア10月革命」とよばれた。その翌18年の初めから、日本にたいしては、イギリスから、日本にたいしてウラジオストクにおいて軍需物資の確保を目的とした共同出兵の提案がなされた。7月には、日本は、合衆国の要請をうけて、孤立したチェコスロバキアの反革命派の救出を名目にして、ソビエト政権への干渉戦争に参加することに同意した（8月2日出兵宣言）。日本は、過去に権益の「ない」シベリアにむけて、合衆国と「共同出兵」したが、それは、外交協定の範囲をこえる6倍もの出兵であった。

他方で、日本をとりまく経済環境には1917年2月の合衆国の対ドイツ参戦によって、合衆国から資材（鉄）が輸入できない状態に遭遇していた。18年4月には第一次日米船鉄交換契約がむすばれて、資材の確保につとめた。つまり、日本が日本船9万9000トンに相当する鉄を合衆国から確保して、完成した船の

一部を合衆国に引き渡す、という契約であった。さらに5月には、第二次の契約が成立して、日本船23万5000トンにたいして、その半額に相当する鉄を合衆国が供給した。これは資源制約の一齣であったが、弱い国で資源が不足すると、供給がへり、需要過多となった。

供給の不足は、さまざまな経済変動を喚起する。供給を確保するために、企業の合併が進んだ。金が余ると、その使い道がいろいろ模索された。パブルの発生であった。余った金はその行き先としての資産を模索して、株式（株価）―土地（地価）―財（物価）の順で、大量の金が流れこむことになる。米価の高騰は、こうして生じたのである。

『米騒動の研究』は、騒動の時期を3期に分けている。まず第1期は、米騒動の「始まり」であり、それは、富山県の下新川郡魚津町の漁民妻女の集合（7月23日）であった。23日午前8時すぎ、46名が港に集まった。米価の高騰を抑制すべく、米の県下への流出を阻止するために船積み中止を荷主に要請したように、価格ではなく米の糧の確保に強い関心を示した。本来、富山では米騒動の伝統があった。米の集散地であったことが、そうした伝統をつくっており、米価が高騰した1912年にも富山県新川郡では、窮民300人が汽船の米積み込みを妨害して騒動がおこっていた。それゆえ、こうした伝統に訴える行動は正当化され、1918年においても、富山「県下には遂に一名の騒擾犯人すら検挙せられざりし」（吉河，308頁）結果となった。他方、マスコミも7月の富山県の米騒動には強い関心を示しておらず、全国紙のなかで、最も早い報道は、8月3日の富山県中新川郡西水橋町の米騒動をあつかった、「大阪毎日」（8月5日）であったが、ここには「女一揆」とある。吉河光貞は、この記事で「後日、大阪、神戸その他同紙の盛んに配布せらるる地方にこの記事以上の事件を実現せしむるの効果」（吉河，313頁）があったと評していた。

むしろ、7月のマスコミにとっては、「シベリア出兵」関係の記事に重点が置かれていた。7月8日に、合衆国はチェコスロバキア軍救援のために、日米のウラジアオストク共同出兵を提案した。15日に、元老院が開催され、16日から17日に、外交調査会が開催された。30日には、内務省がシベリア出兵関係記事の差し止めを命じた。日本からの四師団の出兵は、米価に影響しないとの見方もあったが（第1巻、34頁）、米の定期取引は8月に至り高騰した。

事実、米騒動が重視されるのは、この「事件が全面化した8月10日以後」（第1巻、78頁）であった（9日に、岡山、広島、和歌山）。8月10日から16日が、騒動の第2期であった。この数日にかけて、米騒動が全国化し、都市部にも及んだ。10日に、発生した「京都及名古屋両市」の騒動が大きな転換点であった。京都市は「関西地方に於ける各地騒擾の起点」であり、名古屋市が「中部地方に於ける各地騒擾の起点」となりたるは京都市騒擾に呼応したからである（吉河、304頁）。

8月11日には、大阪、神戸、四国方面で騒動が起こる。神戸では、三菱神戸造船所で騒動がおこった（阿部、47頁）。「8月3日から始まった米騒動が、既に神戸の焼打ちとなり、大阪の軍隊出動となりて、東京へ伝播」（布施、118頁）したのが8月13日であった。

第3期は、8月17日から9月17日にかけてであり、明治炭鉱をはじめとする北九州の争議が米騒動のなかで展開する（第1巻、86頁）。「北九州、東北、越後は米産地であり、他地方より米価はいくらか安め」（第1巻、108頁）であったから、騒動の起きるのはやや遅れたようである。

以上の3期間にわたる米騒動を、概観すると、次のようになろう。まず、市街部では、愛知、兵庫、広島、福岡に多く発生している。町では、福島、静岡、愛知、岡山、広島であり、東北に少ない（第1巻、88頁）。そして、村では、大阪、兵庫、島根、岡山、広島で

あった。つまり市街から農村部まで広範に騒動が発生したのは、愛知、兵庫、岡山、広島、福岡であった。被起訴者が多いのも愛知、京都、大阪、和歌山、兵庫、広島、山口、福岡であった。これらの本格的な騒動の震源は、京都にあった。騒動の鎮圧のために出兵をみた地域は、京都、大阪、広島、山口、静岡、福岡の順番でもあったことを考えると、京都の騒動の重要性が浮かび上がる。

2 米騒動の研究史の概観

プロレタリア革命接近説 吉河光貞は、米騒動が日本のデモクラシーを「急進化」させ、「共産主義運動を復興せしめた」（吉河、330、490頁）とする。つまり米騒動を前後して思想界を「風靡したるデモクラシー」は、1919年頃からの「社会主義的風潮」に圧倒されて、「社会運動を指導するに至らず」（吉河、486頁）という考え方が出来上がる。こうした認識は「プロレタリア革命接近」説と評されるようになる。

しかしながら、第1期の富山県の事例では、米の移出禁止要求が多く、この場合「破壊などの暴動にはならない」（第1巻、105頁）ようであった。第2期に併発した労働争議も、「前近代的な労役者や職人」が主体であり、「近代的大工場労働者はきわめて少ない」（第1巻、108頁）のが現実であった。また労働者のなかには、「仕事を終わり帰宅して」米騒動に参加したものもいたという。

民衆が、投機そのものに、批判を向けるならば、「取引所」が攻撃の対象になりそうである。しかし、名古屋、東京、津以外では、取引所を襲撃していない。米価の引き下げを要求するときに、その価格形成の主体とみなされる米商が攻撃の対象になる。しかし階級的対立を想定するならば、民衆は為政者に対峙すべきであろうが、「知事、市長あるいは県会、市会の議員を歴訪することはない」（第1巻、123頁）のである。つまり、くりかえして述べると、騒動の主体を「階層的に分類す

ることは無理」(第5巻, 63頁)であった。被起訴者と実際に騒動で役割を果たした人々との相関は弱い(布施, 123頁)。『米騒動の研究』は、プロレタリア革命接近説をとっていない。ロシア10月革命と米騒動との間には有意な関係はなかったのである。

立憲君主制への可能性 井上氏も米騒動には「計画性や統一的指導はなかった」ことを強調している。騒動の「政治的目標」は明確ではない(第1巻, 121頁)。むしろ、マスコミが、「8月11日から14日朝まで」騒動の記事を埋め尽くしたことが重要であった(第1巻, 117頁)。8月14日夜以降の新聞社は、政府の「弾圧に反撃」した。それゆえ、井上氏は次の仮説を提示している。つまり「もし彼ら(新聞―筆者注記)にして決然たるブルジョワ・デモクラットであったらなら、そして当時の国民党の左派よりももうすこし民主的な政党組織があつて、それと新聞とが連合していたら、たしかにここには立憲君主制を確立する機会があつた」。「小ブルジョワ民主主義者の指導によるブルジョワ君主制への変革を期待しうる客観的条件はあつた」(第1巻, 138頁)という「立憲君主制への可能性」を示唆していた。日比谷焼打ち事件、大正政変、シーメンス事件などは、既成政党に主導された民衆行動であつたが、米騒動は「民衆自身」の行動であつた。

共同執筆者の松尾尊允氏は、「民主主義的政党が存在して指導と方向を与えたならば、少なくとも、明治的天皇制の立憲君主制への改革の歩は大きく前進したことであろう」(松尾, 1972, 250頁)と述べていた。それゆえ、立憲君主制の指導者をもとめれば、「小ブルジョワにあつた」(第1巻, 121頁)という認識が用意される。米騒動の原因は「小ブルジョワの民主主義者が、階級対立の激化という事実につづき、政府と議会の階級性格の問題にせざるをえなかった」(第5巻, 240頁)というのが、『米騒動の研究』の基本認識であつた。

金原左門氏からの批判 米騒動における政党の役割については、金原左門が「新しい「社会の全体像」を構築するための社会形成能力を示していたとはいえない」(金原, 36頁)として、本共同研究が「民本主義的な政党が存在して民衆を指導すれば、民衆の政治的結集は可能」であつたとする認識を批判した。米騒動後の原内閣にたいしても、金原は「外見的立憲君主政体から立憲君主制への政体移行を促進するような法形成をつうじての統治を推進するといった決断はみられない」(金原, 128頁)とし指摘した。むしろ「米騒動における民衆のエネルギーとプレス・キャンペーンを媒介にして政友会を進出せしめ」たが、政党は「デモクラシー高揚期」の「体制改良を可能にする道を歩むことをみずから拒絶した」(金原, 323-7頁)ことを強調した。政友会の原敬も、騒動をそのままにしておけば寺内内閣がたおれ、西園寺にその組閣の意思がなければ、「禅譲を期待」(武田, 147頁)したのであり、何ら対応もしなかった。

しかし、松尾氏は、騒動のなかに「民主主義運動的性格が内在」することを強調している。そこでは「普通選挙、労働組合の自由、軍部大臣武官制の廃止、元老の廃止、政党内閣制の確立等」が主張されていたからである(松尾, 1982年, 140頁)。山県有朋が、1918年12月2日に「政体は立憲君主制を執り、政治は民本主義でなければならぬ」(岡義武, 林茂校訂, 35頁)と記していたことは注目に値する。

『米騒動の研究』を基礎にして、のちに、井上清編『大正期の政治と社会』(1969年3月)、井上清、渡辺徹編『大正期の急進的自由主義——「東洋経済新報」を中心として』(1972年12月)、『大正デモクラシー』(松尾尊允, 岩波書店, 1974年5月)、『都市中小ブルジョワ運動』(江口圭一, 未来社, 1976年8月)が刊行されたことみても、その後の歴史研究のなかで「立憲君主制への可能性」が強く意識されたことを示唆している。

3 米騒動の実際

渡辺徹氏の分析 『米騒動の研究』第5巻の渡辺徹氏は、大衆行動が暴動化する「契機」を探るとともに、大衆行動の条件があっても暴動化しない「条件」をさぐることを課題としている。米騒動を概観すると、その行動が生じるのは「季節的」にせよ、「寺院や鎮守の社に集まる習慣もっているところが多い」(第5巻, 8頁)。実際、8月は公園などの公共の場での「夕涼み」で外出する人が多いし、「お盆」とも重なる。米価高騰が引き起こす「生活難」があっても、こうした人々の「接触・交流」がなければ、大衆行動にはいたらない。

そして渡辺氏は、第1期にあたる、**富山県**を重点に、行動の契機を検討する。米の域外移出を抑制することで騒動は生じたが、ここでは「米価引下げそのことを狙っているとは考えられない」(第5巻, 17頁)。むしろ米商を対象に価格調整をめぐる騒動が起きるのは第2期であり、第1期では、「飯米欠乏」という数量問題が優先されていた。そうであるとすれば米商、それも米を潤沢にもつはずの集散地の商人が「売り惜しみ」していることが、集合の論理となる。

米価高騰を契機とした民衆の行動には、二つある。第1は、役場や資産家に救済を求める「寄付」型行動である。そして、第2は、真っ向から、米商に対峙する「抗議」型行動である。代表的な地域をとりあげて紹介すると次のようになる。

富山 米騒動の基点といわれる富山県滑川町では、「寄付」型行動であった。地主の齊藤仁左衛門が、寄付金総額4950円を収集し、そのうち330円をだしたことで事態は収束した(田村ほか, 91頁)。第1期は、米の移出反対と寄付型行動であった。そこには、生活の困窮が生じたら、「当局や有力者は住民の面倒をみるべきという既成観念」(第5巻, 29頁)があったに違いない。

また、野党の憲政会が、3億円の公債発行

によって通貨の収縮をはかる政策案を出したことや、なかでも浜口雄幸が、鉄道運賃の廃止を提案(第1巻, 41頁)したことも「寄付」型であった。そして、天皇が300万円、三井・三菱が100万円ずつだして、「恩賜廉売」を実施したこともその型に含まれよう。なかには市場の「公設」化という寄付型にもいたる。

京都 8月10日以降の第2期は、米騒動の「全国化」した時期であるが、ここでは「抗議」型行動が優勢となる。たしかに抗議型行動は米価引き下げをめぐる「単純かつ最も効果」のある行動であるが、それ自体は「成功するという確信がもてない」から、なかなか生じない(第5巻, 29頁)。しかし、いったん、この行動が「かんたんにいれられ」(京都)ると、それが「伝聞と新聞を通じ」て各地に伝播し、8月11日以降の騒動は「全国化」することになる。ある特定の地域で「米屋へ押しかけ強談し、容れられなければ打ちこわしをやっても(米価引き下げを——報告者注記)承諾させることが確実」となれば、「騒げば米価は下がる、何とかなる」という意識がひろがる(第5巻, 29頁)。つまり「騒擾の結果、富豪資産家の寄付又は米国廉売等の救済施設実行せられ、米価忽ち低落したるが如き打算的模倣」(吉河, 222頁; 内務省, 255頁)が、騒動の全国化の背景であった。10日に、発生した京都と名古屋の騒動が、大きな転換点であった(松尾, 1970年, 112-123頁)。

代表的な事例として、京都市の七条高瀬川下がるの「沼田定次郎」の米商は、巡査部長に守られながらも、午後10時に「一升につき五銭の値下げを承認」(第1巻, 295頁)した。抗議型行動は、京都市東七条柳原から「発火」(『京都大事典』淡交社, 1984年11月, 405頁)した。

名古屋 名古屋の綿糸布商であった服部商店の三輪常次郎は、その『日記』に、1918年8月の米騒動の状況を書き残している。ここで、それを紹介して、名古屋の米騒動の状況にふ

りたい。三輪は、8月11日に、その驚きを隠していない。つまり、「停車場にもどれば、本夕、米高値のために、公園よりはじまり、騒動あり。米高値なり。非常なる騒ぎ。巡查100人余りも居る。電灯は消されている。伝馬町の橋は水でベタベタ。車に乗るものは大分にひっくり返される」と記している。8月12日には、「本夕も騒動あり。主人2000円、店より1000円を市役所へ寄附」した。13日の「本日も騒動がある。信友が10万円寄附した」。名古屋においては、先述した寄付型の対応がみられた。

三輪は21日に「食料問題は非常に困った。米を昨日から用度にて買うとしても、米屋が売らぬ。致し方なく、玄米を買う。各工場は玄米を買い入れて、戻し、本日小牧にて二〇〇俵買い入れた。食う米がないらしい。10日以内に工場内に精米所を造る様に森君、小菅君に命じた」と記したが、翌22日には「米はようやく来月中くらいまでは間に合うと小菅が報告」したという。

名古屋では、有力な資産家がおり、「寄付」型対応で終始したことが読み取れる。つまり「神野、関戸、伊藤などより出金せしめ、独占会社の電鉄、電燈、瓦斯の諸会社よりも金を出さしめ、米の割引をなす様にするが第一と私は思ふ、近藤繁八は率先して出金した」（内務省、208頁）ということが、名古屋の某弁士によって語られている。また豪商の綿糸商の近藤友右衛門（信友）も10万円を寄付したことも事実であった（第1巻、203頁）。

神戸 神戸では、「夕方暗くなってから工員風の男」が来て「礼儀正しく物静かに、今夜、隣の寺を焼き討ちするから気をつけてくれ」（『新史流』、46頁）といった。寺には米が貯蔵されていたからである。

8月10日ころから神戸では、川崎造船所や三菱造船所から新開地にかけて「米価問題の宣伝文書がはられた」（高井五市・県衛生部結核予防課）が、「好景気だった」「下請けの町工場主あたりまでさして苦しいとは感じなかつ

た」（網本栄吉・県会会議秘書課）。しかし「下級警察官」をふくむ「小市民」の苦痛は大きかった（『新史流』、62頁）。それゆえ警官の対応は遅れて、それが出兵につながるが、「現場検挙がなくほとんど事後検挙」（『新史流』、72頁）であった。吉河も「首謀者若しくは其団体を一網打尽することは極めて至難」（吉河、422頁）であることを指摘していた。「犯人の大多数は、全国各地を通じて殆ど司法警察官の取調べに依らず、検事の直接と取り調べによりて処分」（内務省、358頁）された。

さらに賀川豊彦をはじめとする社会主義者と「米騒動の際の大衆とのつながりはあまりない」（『新史流』、63頁）。鈴木商店の焼き討ちは12日夜7時であり、この時間は川崎・三菱の労働者の帰る時刻だったので彼等も参加した」（『新史流』、64頁）という。

清野知事は、市内富豪に150万円の寄付を募り、それを「差額補給金として米の廉売」を実施して対応した。それゆえ、「米穀商利潤は廉売中も決して減少していない」（『新史流』、65頁）のである。

神戸でも京都と同様に、「部落出身者（中略）が著しく差別待遇され「首謀者」を捕らえることのできないままに、犯人にデッチ上げが至る」（井上重一、神戸市社会教育課、『新史流』1954年、65頁）という。実際には「騒動の激化地点と、後の水平社運動の盛んな地点とは、むしろ一致しない」（渡辺、刊行年不明、129頁）。神戸の騒動では「焼き討ち事件より米廉売要求（中略）の大衆行動の方がはるかに大きな比重を占め」（『新史流』、65頁）ていた。

大阪 天正商店が表戸を壊され、一升（1.5キロ）55銭の米を25銭にさせた。11日には国民党の米価調節大会が、大阪で開催されるが、群集は「25銭で安売りをすることを承諾した米屋には乱暴せず、つぎつぎと（それ以外の一筆者注記）米屋をおそった」（犬丸ほか、316頁）。「群集の行動は、割合に秩序的であって、米屋に対する廉売の要求、あるいは平素評判の

善くない富豪に対する寄付の要求等が平穩に行はれれば、決してそれ以上に及ばず」(布施, 120 頁) という状況であった。

「大阪朝日」(8 日) は政府の米価調節策に攻撃を加えるが、そこでは「中流階級」の生活難を軸に展開している。つまり「労働者の賃金倍加」しているので「暴動ははじまるべくも見えざれど」、「薄給官吏の生活は確かに脅かされつつあり」、「警察官の病欠欠勤」がそれを示すという。そこには「富の分配の不平均」がある。大阪では「警察官の大量欠勤」(第 1 巻, 106 頁) があった。物価高に困窮する公務員は、行動を起こす意欲をもてなかったのである。

4 まとめにかえて——その後の変化

公設市場の開設 米騒動のあとに、米穀の専売論(第 1 巻, 42 頁)や、「公設市場」論(第 1 巻, 42 頁)がでてくる。米騒動の発火点であった京都には公設市場の開設が顕著であった。1918 年 9 月 25 日には、西陣の職工を対象にした北野(中立売通千本西入)の、そしてサラリーマン層を対象にした川端(川端通丸太町上)の、労働者を対象にした七条(新町通七条南入)の、公設市場がつくられた。19 年 10 月には、新町頭(妙覚寺)公設を、12 月には壬生(坊城町)と正面(川端東)の公設市場が設けられた。そして公設を利用できない消費者には、21 年 3 月に「巡回市場(のちに移動市場)」を設けた。「市価の約一割安」(京都市中央卸売市場、京都市公設市場連合会, 19 頁)の移動市場は、「公設商人と自由商人とが相対峙」する状況を喚起した(大野勇談、京都市中央卸売市場、京都市公設市場連合会, 19 頁)。

こうした公設市場の設置は、価格の形成過程を公示することにもつながり、ひいては私設の市場もつくられるようになった。1922 年までには出町、田中をはじめとして 20 以上の私設市場ができた(京都市中央卸売市場、京都市公設市場連合会, 13 頁)。

8 月 13 日に、馬淵京都府知事は、内貴甚

三郎、浜岡光哲、稲垣恒吉、田中源太郎、湯浅七左衛門、島津源蔵、竹上藤次郎らを招集して、寄付金を募り、「30 万円乃至 50 万円」(京都市中央卸売市場、京都市公設市場連合会, 11 頁)を集金した。馬淵知事は、市長代理に公設市場の設置を要請した。公設市場によって価格が安定すると伝統的な米商は大きく後退した(『京都商工人名録』各版の営業税を参照)。商人の間の中でのみ交換されていた値段の情報が、外部に出てしまったからである。

所得分配政策の登場 政府が社会政策を担い、実質賃金を上げるような所得倍增計画に似た施策が求められた。朝鮮米取引に鈴木商店のような中間商人を介在させるのではなく、政府の直営を求める議論につながった。ここには米価の高騰そのものよりも、将来的な米価の引き下げ圧力に懸念する議論が含まれている。それゆえ、地主層の利害が強い農政会からも米価公定論(第 1 巻, 44 頁)がでてくるようになる(橋本, 1976 年)。

マスコミの変容 寺内内閣は「非立憲内閣」とみなされて、各新聞が批判を浴びせた(第 1 巻, 39 頁)。しかしながら、米騒動後に情報の発信源であった新聞(大阪朝日)は、騒動の大きさを感じ取り、かえって腰が引けたようである。村山龍平、長谷川如是閑が辞職したのである。のちに「大本営発表をそのままに記事にする」(武田, 146 頁)体質が生まれる。マスコミが民衆の意見を「代表する地位から、自発的におりてしまった」(武田, 148 頁)のである。公設市場の登場、所得分配政策の浮上、マスコミの体質変化、などは現代日本につながるものであった。

参考文献

- 岡義武、林茂校訂『大正デモクラシー期の政治——松本剛吉政治日記』年月。
- 片山潜『片山潜著作集』第 3 巻、河出書房、1960 年 5 月。
- 『新史流』(神戸に於ける米騒動)創刊号、法政大学社会学部歴史学研究会、1954 年 12 月

『米騒動の研究』を読む（籠谷）

(龍谷大学付属図書館蔵)。

犬丸義一ほか『物語 日本近代史2』（日清・日露戦争から米騒動まで）新日本出版社、1970年12月。

金原左門『大正期の政党と国民』塙書房、1973年10月。

京都市中央卸売市場、京都市公設市場連合会
『京都市公設市場の躍進四十年』京都市中央
卸売市場、京都市公設市場連合会、1959年
10月。

京都大学人文科学研究所米騒動研究会「警察の見た米騒動」『歴史学研究』180号、1955年2月。

京都大学人文科学研究所米騒動研究会「警察の
見た米騒動」2『歴史学研究』182号、1955
年4月。

後藤新一『狂乱物価と米騒動——歴史にみる経済政策の教訓』日経新書 229, 1975 年 5 月。

橋本哲哉「都市化と民衆運動」(『岩波講座 日本歴史 17 (近代4)』岩波書店, 1976年12月)。

高野義祐（宇部市）『米騒動：その四十年を回顧して』1959年2月。

田中弁之助編『京都市中央卸売市場誌』上編，
中篇，下編，京報社，1927年7月（『京都市・
府社会調査報告書Ⅰ』20-22（日本近代都
市社会調査資料集成4），近現代資料刊行会，
2001年10月）。

立石駒吉『暴動の真因』黄華社，1918年9月。

武田晴人『日本経済の事件簿——開国から石油
危機まで』新曜社、1995年12月。

田村昌男ほか『いま、よみがえる米騒動』新興
出版社、1988年8月。

内務省警保局保安課『大正七年に於ける所謂米騒動の概要』1939年12月（人文科学研究所蔵）。

布施辰治「生きんが為に」1919年9月稿（労働運動史研究会編『労働運動史研究』49号（米騒動の50年）労働旬報社、1968年12月所収）。

細川嘉六「大正七年米騒動資料（一）（二）（三）」

『大原社会問題研究所雑誌』第9巻第1号
(1932年2月)，2号(1932年10月)，第10
巻第1号(1933年3月)。

松尾尊允「米騒動研究のあゆみ」『歴史学研究』
209号, 1957年7月。

松尾尊允『民本主義の潮流』（国民の歴史 21）文英堂，1970 年 3 月。

松尾尊允「政党政治の発展」『岩波講座 日本歴史 19 現代2』1972年3月。

松尾尊允「大正デモクラシー」（初出は1967年9月）由井正臣編『大正デミクラシー』（論集日本歴史12）有精堂出版，1977年4月。

内務省警保局保安課『大正七年に於ける所謂米騒動の概要』1939年12月（人文科学研究所蔵）。

渡辺徹「米騒動と大運動」出版年不明（龍谷大学深草図書館蔵）

渡辺徹，藤野豊編『米騒動と部落問題』（近代部落史集成第7，8巻）三一書房，1985年。

吉河光貞稿『所謂米騒動事件の研究 思想研究
資料特輯 第51号』1939年1月（社会問題
資料叢書，第1輯，東洋文化社，1974年4
月）。

由井正臣「第一次世界大戦・ロシア革命・米騒動」(歴史学研究会・日本史研究会編『講座日本史 第7巻 日本帝国主義の崩壊』東京大学出版会, 1971年5月)

年鑑類

吉野久和編『京都商工人名録』1905年度。

小菅慶太郎編『京都商工人名録 5 版』合資商報
会社, 1914 年 1 月。

小菅慶太郎編『京都商工人名録 6 版』合資商報
会社, 1915 年 10 月。

小菅慶太郎編『京都商工人名録 7 版』合資商報
会社, 1917 年 12 月。

小菅慶太郎編『京都商工人名録 8 版』合資商報
会社, 1919 年 12 月。

武内義尚，小菅慶太郎，打陀宗次編『京都商工人名録 9版』京都商工人名録発行所，1921年12月。

人 文 学 報

武内義尚，小菅慶太郎，打陀宗次編『京都商工人名録』京都商工人名録発行所，1924年12月。

松尾音治郎，武内義尚，小菅慶太郎，打陀宗次編『京都商工人名録』京都商工人名録発行所，1925年12月。